

再意見公募要領

1 再意見公募対象

先般の意見募集（平成 29 年 9 月 30 日（土）～同年 10 月 30 日（月））において、第一種指定電気通信設備との接続に係る事項に対して提出された意見

【参考】第一種指定電気通信設備との接続に係る事項

- ・電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号）の一部を改正する省令案
- ・第一種指定電気通信設備接続料規則（平成 12 年郵政省令第 64 号）の一部を改正する省令案^{※1}
- ・第一種指定電気通信設備接続会計規則（平成 9 年郵政省令第 91 号）の一部を改正する省令案
- ・平成 13 年総務省告示第 243 号（電気通信事業法第 33 条第 1 項及び電気通信事業法施行規則第 23 条の 2 第 1 項の規定に基づき電気通信設備を指定する件）の一部を改正する告示案

※1 附則の改正部分は除く。

2 再意見公募の趣旨・目的・背景

電気通信ネットワークの IP 化が進展する中、我が国の基幹的な固定通信網においても、IP 網が基軸となってきた。その中で、IP 網同士の接続条件等、電気通信事業における競争基盤となる接続を巡る諸論点について議論、検証が必要となってきた。

そのような中、総務省では、情報通信行政・郵政行政審議会答申や情報通信審議会答申^{※2}での要請等を受け、第一種指定電気通信設備^{※3}との円滑な接続の確保やコロケーション条件等の改善について検討を行ってきた。

また、平成 29 年 3 月から「接続料の算定に関する研究会」を開催し、多様なサービスが公正な競争環境の中で円滑に提供されるよう、接続料の算定方法等について検討を行い、同年 9 月 8 日（金）に「接続料の算定に関する研究会」第一次報告書を公表したところ。

これらの検討を踏まえ、今般、第一種指定電気通信設備に係る接続ルールの一層の改善を図るため、関係省令等の改正案を作成したもの。

（別添の報道資料の「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等に対する意見募集の結果及び再意見募集（第一種指定電気通信設備との円滑な接続の確保等のための接続ルールの整備）」のとおり。）

※2 情報通信行政・郵政行政審議会答申「第一種指定電気通信設備接続料規則の一部改正（NGN における優先パケット識別機能及び優先パケットルーティング伝送機能のアンバンドル）について」（平成 28 年 11 月 18 日）

情報通信審議会答申「『固定電話網の円滑な移行の在り方』一次答申～移行後の IP 網のあるべき姿～」（平成 29 年 3 月 28 日）

情報通信行政・郵政行政審議会答申「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（平成 29 年度の接続料の新設及び改定等）について」（平成 29 年 4 月 14 日）

※3 第一種指定電気通信設備：加入者回線及びこれと一体として設置される設備であって、他の電気通信事業者との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に欠くことができない電気通信設備。現在、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が設置する NGN、加入光ファイバ等を指定。

3 資料入手方法

準備が整い次第、電子政府の総合窓口（e-Gov）(<http://www.e-Gov.go.jp/>)の「パブリックコメント」欄及び総務省ホームページ(<http://www.soumu.go.jp/>)の「報道資料」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において配布することとします。

4 再意見の提出方法・提出先

下記（１）の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

下記（２）～（４）のいずれかの場合は、再意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、再意見提出期限までに提出してください。

なお、提出再意見は必ず日本語で記入してください。

（１）電子政府の総合窓口「e-Gov」を利用する場合

電子政府の総合窓口「e-Gov」(<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)の意見提出フォームからご提出ください。

なお、添付ファイルは利用できません。添付ファイルを送付する場合は、（２）により提出してください。

（２）電子メールを利用する場合

電子メールアドレス： setsuzoku_atmark_ml.soumu.go.jp

総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課 あて

※スパムメール防止のため@を「_atmark_」としております。送信の際には恐れ入りますが、半角に修正の上、お送りいただきますようお願いいたします。

※再意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、(1)の電子政府の総合窓口（e-Gov）を極力ご利用いただきますよう、ご協力の程よろしく願いいたします。

※メールに直接再意見を書き込んでいただきますようお願いいたします。添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル、ジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。）。

※電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて 10MB となっています。

（３）郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2

総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課 あて

別途、再意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は次のとおりです。

○ディスクの種類：CD - R、CD - RW、DVD-R 又は DVD-RW

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合には、事前に担当者までお問い合わせください。）

○ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。

なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承ください。

（４）FAX を利用する場合

FAX 番号：03-5253-5848

総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課 あて

※連絡先窓口の担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

5 再意見提出期間

平成 29 年 11 月 2 日（木）から同月 15 日（水）まで（必着）

※郵送の場合は、同日付け必着。

6 留意事項

- ・再意見が 1000 字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。また、それぞれの再意見には、当該再意見の対象である命令等の案の名称、そのページ等を記載して下さい。
- ・提出された再意見は、電子政府の総合窓口（e-Gov）及び総務省ホームページに掲載するほか、総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課にて配布又は閲覧に供します。
- ・御記入いただいた氏名（法人又は団体にあつては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名）、住所（所在地）、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・なお、提出された再意見とともに、再意見提出者名（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で再意見提出された方の氏名は含みません。）を公表する場合があります。法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください（連絡担当者の氏名は公表しません。）。
- ・再意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ・再意見提出期間の終了後に提出された再意見、再意見募集対象である命令等の案以外

についての再意見については、提出再意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承ください。

- ・ 提出された再意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された再意見を連絡先窓口へ備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。
- ・ 提出された再意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出再意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

連絡先窓口

総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課

担 当：野田、小島

電 話：03-5253-5844

F A X：03-5253-5848

電子メールアドレス：setsuzoku_atmark_ml.soumu.go.jp

※迷惑メール防止のため、@を「_atmark_」と表示しています。

メールをお送りになる際には、「_atmark_」を@に直してください。

再 意 見 書

平成 年 月 日

総務省総合通信基盤局
料金サービス課 あて

郵便番号
(ふりがな)
住所(所在地)
(ふりがな)
氏名(法人又は団体名等)(注1)
電話番号
電子メールアドレス

「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等」に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。併せて、連絡担当者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

別紙様式

該当箇所	御意見